

令和元年度第1回君津市介護保険運営協議会 会議録

- ◇ 開催日時 令和元年12月20日(金) 19時00分～20時15分
- ◇ 会場 君津市役所 6階 601会議室
- ◇ 公開又は非公開の別 公開
- ◇ 出席委員 小樽 二世(会長)、林 英一(副会長)、原 比佐志、  
安西 好子、伊賀 浩、磯部 博子、塩谷 保幸、  
兼子 健一、津金澤 寛、仲野 和夫、関口 牧江、  
水野谷 繁、山中 家道  
以上 13名
- ◇ 欠席委員 阿曾 まり子、箱田 純子  
以上 2名
- ◇ 出席職員 濱松高齢者支援課長、菅井地域包括支援室長、川名介護給付係長  
三澤介護事業支援係長、鳥居介護管理係長  
君津市中部地域包括支援センター長 野村 操  
君津市東部地域包括支援センター長 藤原 大輔  
以上 7名
- ◇ 傍聴者 なし(定員5名)
- ◇ 議題
  - 1 君津市介護保険条例の一部改正について(報告)
  - 2 平成30年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算について(報告)
  - 3 地域密着型サービス事業所の新規指定について(報告)
  - 4 介護予防支援業務を委託する事業所について

## 1 開 会

(濱松高齢者支援課長)

皆様お揃いになりましたので、令和元年度第1回君津市介護保険運営協議会を開催させていただきます。進行を務めます保健福祉部高齢者支援課長の濱松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

君津市審議会等の会議の公開に関する規則によりまして、審議会等の会議につきましては、一部を除いて公開することとされておりますが、傍聴を希望される方はおりませんでしたので、ご報告申し上げます。

本来であれば、当会議につきましては、10月25日に開催予定でありましたけれども大雨の影響により、本日に延期をさせていただきました。年末のお忙しい中にも関わらず、日程調整をいただきまして誠にありがとうございます。台風15号からの災害により、長期の停電と断水が発生いたしました。この間、要援護者等への支援活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。

市としましても、大規模の停電・断水、また風や増水等の被害ということだけで速やかに対応を心掛けたところがございますが充分ではなかったという風には感じております。この災害対応におきましては、各施設、また事業者の方々の献身的なご協力がなければ対応できなかったと考えております。また、停電・断水が長期化したなか、被災者、また利用者の方々に対する配慮した対応をしていただきまして誠にありがとうございます。この災害を通じまして、自治会、民生委員さん、地区社会福祉協議会、また地域の皆様のご協力、地域の力を実感したというところがございます。この災害対応につきましては、振り返りを行う予定でございまして来週25日に予定をしております。今後の災害対応に役立てていきたいと考えております。

本日、議題2「平成30年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算について」のご報告につきましては、説明の際に、中部及び東部地域包括支援センター長が入室をいたしますのでご了承願います。

続きまして、遅くなりましたけれども、4月の人事異動に伴い、事務局に担当職員の交代がありましたのでご紹介させていただきます。地域包括支援室長の菅井でございます。介護給付係長の川名でございます。

なお、箱田委員、阿曾委員におかれましては本日所用によりご欠席する旨のご連絡がありましたのでご報告させていただきます。

## 2 会長挨拶

(濱松高齢者支援課長)

それでは、小樽会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

【小樽会長ご挨拶】

### 3 議 題

(濱松高齢者支援課長)

それでは、これより議題に入るわけですが、君津市介護保険規則第5条の5により、議長は会長が行うこととなっておりますので、進行につきましては、小樽会長よろしく願いいたします。

【議長：小樽会長】

(議長)

ただいまの出席委員は13名です。したがって委員の半数以上に達しておりますので、ただいまから君津市介護保険運営協議会を開会いたします。

まず、本日の会議の議事録署名委員の指名をいたします。塩谷委員を議事録署名人に指名しますので、よろしく願いします。

それでは、議事に入ります。はじめに、議題1「君津市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

(鳥居介護管理係長)

介護管理係の鳥居です。よろしく願いいたします。(資料の確認)

まず初めに、こちらの概要についてですが、介護保険法施行令の一部改正によりまして、保険料軽減の対象者及び軽減幅が新たに示されたことを踏まえ、軽減後の保険料率を定めるため、君津市介護保険条例を一部改正し、軽減後の保険料額を規定するものです。保険料軽減強化については、平成27年度から一部実施しておりまして、本年10月からの消費税10%引上げに伴い、令和元年度から保険料の軽減強化が拡大されることとなり、国から軽減の基準が示されました。

この平成27年度からの一部実施についてございますが、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料の軽減強化を行う制度が、平成27年度に設けられました。

資料の2 改正の内容の表中の保険料段階 第1段階の軽減前をご覧ください。君津市では、制度の趣旨や近隣市の状況を踏まえ、第1段階の保険料率について、国が示した軽減範囲の上限値0.05の軽減を適用し、保険料率0.45、年間保険料28,080円のところ、保険料率0.40、年間保険料24,960円へ軽減を実施してまいりました。

今回の改正内容でございますが国が更なる軽減強化のため、軽減範囲を拡大し、改正された介護保険法施行令に示された保険料率の軽減範囲を超えない範囲内において、市町村が定めることとされております。今回も国が示す保険料軽減範囲の上限値を君

津市は適用しました。また、君津圏域3市も、本市と同様に上限値を適用しています。

裏面をご覧ください。こちらが君津市の保険料段階表になります。色付けした上段の部分、市民税非課税世帯である、第1段階から第3段階までの方が今回の軽減対象となります。保険料率については、第5段階の基準額62,400円に対する割合となっております。第1段階については、0.075の割合を軽減し、年額4,680円の減額、第2段階については、0.125の割合を軽減し、年額7,800円の減額、第3段階は0.025の割合を軽減し、年額1,560円の減額となります。

軽減により減額となる保険料額は公費により補填することとされておりまして、国から1/2、県から1/4を負担金として受け入れ、市町村の負担は1/4となっております。

令和元年度の軽減強化拡大は、10月以降の消費税率引上げによる財源での手当てであることから、令和2年度以降の完全実施における軽減の半分の水準とされておりまして、この条例の一部改正につきましては、令和元年6月議会に上程しまして、可決されましたことをご報告させていただきます。

令和2年度以降の完全実施時の軽減については、改めて政令改正することが予定されておりまして、再度の保険料率改正が見込まれております。

以上で、議題1 君津市介護保険条例の一部改正について、ご説明とご報告とさせていただきます。

(議長)

事務局の説明が終わりました。ご質問等ございますか。

(津金澤委員)

軽減対象になるのは、だいたい君津市で何人くらいいらっしゃいますか。

(鳥居介護管理係長)

第1段階3,700人程度、第2段階が1,500人程度、第3段階が1,300人程度です。合計で6,500人程度となります。

(津金澤委員)

それは全体の何%になりますか。

(鳥居介護管理係長)

約25%です。

(津金澤委員)

ありがとうございます。

(議長)

他にございませんでしょうか。他にないようでございますので質疑を終了します。

次に、議題2「平成30年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算について」を議題といたします。説明員の入室をお願いいたします。

### 【中部及び東部地域包括支援センター長入室】

(議長)

こちらの説明につきましては、地域包括支援室、中部地域包括支援センター、東部地域包括支援センターの順で行います。質疑につきましては、3包括の説明後とさせていただきますのでご了承ください。では、事務局の説明をお願いいたします。

(菅井地域包括支援室長)

地域包括支援室の菅井と申します。(資料の確認)

議題2 平成30年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算報告についてご説明いたします。地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、「適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施すること」と介護保険法施行規則に規定されております。本市におきましては、本協議会がその役割を担っておりますことから、お願いするものでございます。

地域包括支援センターでは、高齢者の「総合相談」窓口としての機能の他、高齢者の虐待防止や人権や財産などの権利を守る「権利擁護」、要支援者を対象とした介護予防ケアプランの作成等の業務を担当しております。

本市におきましては、上総・小櫃・清和地区を担当いたします「東部地域包括支援センター」と小糸・周南・八重原・貞元等を担当する「中部地域包括支援センター」、人見や坂田、久保、中野等を担当する市直営の「地域包括支援室」の3センターがございます。

まずは、市直営の地域包括支援室について、ご報告いたします。内容につきましては、事業実績報告書のとおりでございますが平成29年度と異なる点についてご報告させていただきます。

まず、平成30年度の地域包括支援室の体制でございますが、保健師が2名、社会福祉士が2名、主任介護支援専門員2名、事務員が1名の計7名の体制でございました。総合相談支援として、来所、電話、訪問により、年間3,506件の相談を受けまして、主なものとしたしましては、予防事業に関するものが4割、次いでサービス

に関する相談が2割、認知症に関する相談が1割となっております。受けた相談につきましては、包括のみで解決できるものの他、生活保護担当窓口や保健所などの各種窓口に繋ぐなどし、支援をしております。

権利擁護関係といたしましては、継続して事業を進めているところでございます。次に包括的ケアマネジメントにつきましては、介護支援専門からの困難事例に対する相談支援の他、室が担当する君津西地区にて、自治会や民生委員、介護関係者、地域のボランティアの方等に参加していただき、地域ケア会議を開催し、平成30年度は地域活動の周知としてチラシの作成と配布について検討いたしました。

また、平成30年11月からは新規事業といたしまして、各包括支援センターに介護医療関係者からの相談窓口を設置しまして、君津木更津医師会のサポート医へ相談する事業を実施しております。

介護予防事業、指定介護予防支援事業につきましては、継続して事業を進めているところでございます。裏面を見ていただきまして、その他といたしましては、機関型包括の事業といたしまして3包括での職種ごとの意見交換、在宅医療介護連携推進に向けた多職種研修や市民講演会、認知症初期集中支援チームでの活動を実施しております。

次に、収支決算についてでございます。

介護予防支援事業につきましては、ケアプランの作成業務に係る費用となっております。決算額につきましては、7,084,456円となっております。主な歳出といたしましては、介護予防サービス計画作成委託料等のその他委託といたしまして6,408,324円となっております。内容は一般職員人件費、看護師による高齢者宅訪問に関する費用として、一般介護予防事業費、在宅医療介護連携推進事業費、認知症総合支援事業費となっております。以上で地域包括支援室の報告を終わります。

(野村中部地域包括支援センター長)

続きまして、中部包括支援センターの平成30年度の事業報告をさせていただきます。中部包括野村と申します。よろしくお願いたします。体制といたしましては、前年度と変わらず、主任介護支援専門員2名、看護師2名、社会福祉士1名、事務員1名の計6名の体制で行っております。

では、事業実績報告に移らせていただきます。総合相談につきましては年間2,917件の相談で、うち来所が223件、電話が1,988件、訪問が508件となっております。内容についてですが、介護相談から申請、サービスについての相談が約5割と多く、認知症に関する相談も増えてきています。また、まずは包括に相談をして問題の整理をされるという方や色々まわってききましたが結論が出ず、最後の相談先として利用される方も増えていきます。また、どの機関にも繋がられないケース等も相談があれば支援を続けていくようにしております。

次に権利擁護関係としましては、新規が4件で警察からの通報が2件、ケアマネからの通報が2件の対応を高齢者支援課及び支援室との連携を取りながら対応してきました。また、継続2件につきましても介護支援専門員と共に支援を継続しているところでもあります。3包括連絡会では、君津市の虐待対応マニュアルを作成し、本年度に繋げていくようにしました。成年後見につきましては、5件のうち2件は市長申し立てでの対応になりました。

認知症サポーター養成講座は、計4回、うち3包括共催が3回でそのなかで中学生の親子を対象に行ったものが1件ありました。

次に包括的継続的ケアマネジメントにつきまして、小地域ケア会議が計4回、うち2回はごみ問題の作業部会になっております。個別の地域ケア会議におきましては30年度は一度もやれていない状況です。準備を進めて行くなかで解決に至ったケースやもう一歩踏み出すことができず、進められなかったケース等、中部包括のリーダーシップ不足だと反省しております。

困難事例につきましては、民生委員さんや病院の相談員さん、警察の方、地域の方々を巻き込んで介護支援専門員の方と一緒に取り組んで来ました。また、小地域ケア会議で出されていた地域の資源マップにつきましては現在製作中です。

介護予防事業ですが、周南ホットサロンより高齢者の健康についての講演依頼や民生委員さんからの健康や認知症に関する講座の依頼がありまして対応しました。また、サロンの立ち上げにも声を掛けていただき、参加をし、ミニ講座や健康講座なども行いました。その他ですが3地区の民生委員児童委員の定例会には必ず出席をし、困難事例等の相談を受けたり、解決に向けての意見交換や経過報告等をしています。また、報告内容には記載しておりませんが千葉医療福祉専門学校の3年生の施設見学の授業において、地域包括支援センターの役割についてのお話をさせてもらっています。今後も継続希望があり、対応していく予定です。

次に収支決算についての報告をいたします。決算の総額は14,102,952円となっております。うちケアプランの委託費として12,309,687円、包括的支援事業につきましては次のページで決算額が33,815,000円となっております。内訳につきましては記載のとおりとなっております。以上で中部包括の報告を終わらせていただきます。

(藤原東部地域包括支援センター長)

続きまして、東部地域包括支援センターのご報告をいたします。東部地域包括センター長の藤原です。どうぞよろしくお願いいたします。

平成30年度の東部地域包括支援センターの体制は、看護師1名、社会福祉士2名主任介護支援専門員1名、事務員が1名の計5名体制で行いました。総合相談支援としましては、年間延べ2,443件の相談を受けまして、主なものといたしましては

サービスに関することが全体の24.9%で最多となっています。また、緊急ショートステイを利用した事例として、介護認定を受けていない重度認知症の母親を介護している娘さんが救急搬送されたケースということで鴨川の国保病院から連絡があり、対応いたしました。

続きまして、権利擁護関係の報告です。虐待に関しましては、3件の通報があり、市の指示を仰いで対応いたしました。また、消費者被害に遭っている1人暮らしの認知症女性について、個別地域ケア会議を行いました。認知症サポーター養成講座に関しましては、東部包括で1回、3包括共催で3回の計4回開催いたしました。包括的ケアマネジメントにつきましては、個別地域ケア会議を5事例6回、小地域ケア会議を清和・小櫃・上総地区でそれぞれ1回ずつ、計3回開催いたしました。小地域ケア会議は便利サービス一覧を作成して、東部包括で行う出前講座の内容を決めることができました。こちらが出前講座のチラシになっておりまして、裏が申込書になって、これで申し込んでもらうという形です。便利サービス一覧はこういったもので上総地区のものをお持ちしましたが、これが清和地区・小櫃地区というものを作成いたしました。

続きまして、介護予防事業につきましては、今お話ししました出前講座を7回行いました。また、清和地区の文化祭に参加して、認知症チェックを行いました。指定介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメントは年間を通して、1,747件行いました。

次に収支決算についてご報告いたします。介護予防支援事業につきましては、決算額は、7,964,905円となっております。主な歳出といたしましては、ケアプランの委託費として、6,007,574円となっております。包括支援事業につきましては、決算額29,028,000円となっております。主な内容は、一般職員人件費、事務諸経費となっております。以上です。

続きまして、平成30年度の地域包括支援センターの事業評価について、説明いたします。

これは、国が策定する評価指標によりまして、各センターの業務の状況等を、国や千葉県との平均と比較して、足りない部分の改善につなげていくものでございます。

ちょうど12月の中旬に県の方からデータが届きましたので、この協議会の方で報告させていただくものです。

まず、資料の1ページ・2ページにつきましては、国と千葉県の取組状況に対して、各包括が事業項目ごとの状況がどの位置にいるのかを、レーダーチャートで示してございます。1ページ目が直営の包括のレーダーチャートでございます。2ページ目につきましては、上段が中部包括、下段が東部包括のレーダーチャートということになっております。



資料の3ページでございますがこちらが総括になっております。①～③までございますが、本市の特徴といたしましては、平均的な水準と書いてございますが、状況としては、全体として下回っているという状況でございます。包括的・継続的ケアマネジメント支援の評価は高い状況でございますが、地域ケア会議等の取組に課題がございます。

次に、②でございますが減点となっております、取組が進んでいない個々の業務を示してございます。大きな括りでは業務を行っておりますが、国が求めている項目、そこにですね、達していないという業務が多々あることを確認してございます。

今後の取組といたしましては、今年度から実施しているもの、対応中のもの等ありますので、事務を再点検いたしまして、早期の改善に努めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。質問等ございませんでしょうか。

(林委員)

地域ケア会議等についてご質問させていただきたいんですけども、まずこの事業評価についての3ページの③に記載地域包括ケアシステムの構築に向けてから始まって、重要な事業でありますよということでここでも記載されているんですが、まず君津市における地域ケア会議の状況なんですけど、個別地域ケア会議があつて、小地域ケア会議があつて、今年度から自立支援型の個別地域ケア会議を開催していると思うんですけども、そのうち1点目が個別地域ケア会議の開催にあたって、事例研究の状況なんですけども、例えばケアマネが積極的に事例提供の協力をしているのか。あるいは、包括の方で事例を提出してもらって事業所探しに結構苦労しているのか。あるいは、以前に特定事業所加算をとっている事業所に輪番制で提供してもらいましょうとか、一昨年度からそういう取り決めもあつたと思うんですけどもそういったことが現在も行われているのか。代表で答えていただいても構わないんですけど。まず個別地域ケア会議についてです。

次は、自立支援ケア会議については、現在は包括の事例を中心にやられてるんですけども、来年度からは一般居宅介護支援事業所の方からも事例を求めるということになると思うんですけど、やはりこの辺も先ほど言った地域ケア会議の事例提供のところをクリアしていかないと、なかなか事例提供がない、開催状況が悪くなるという風に繋がってくると思いますのでここも含めて、代表でも結構ですし、ご回答いただければと思います。

(菅井地域包括支援室長)

直営包括の方からお答えいたします。個別地域ケア会議、難事例の検討につきましては、正直、包括の方から事業所の方にお声がけをさせていただきまして、その中で提供を出していただいているというような状況が実際のところでございます。先ほど副会長から話がありましたように加算の関係ということでそういったところにお声がけをさせていただいているというような状況が実際でございます。それから今年から始めました自立支援型地域ケア会議でございますが、おっしゃるとおり、今年度につきましては、初めてということで助言者、それから私たち事務局の方も初めてということでありまして、そのような形で練習という形も含めまして、各包括の方から事例を提供させていただいているというような状況でございます。来年度以降はですね、その範囲を広げて、また事業所の方をお願いするような形になると思うんですが、ケアマネ協議会さん等のご協力をいただきまして、自立支援型の地域ケア会議について、またご説明等させていただいた中でですね、来年度、行っていきたいという風に考えておりますが、今現時点でどのような事業所をお願いをしていくのかっていうところは今検討中でございます。その辺につきましてもですね、説明会等行いました時にですね、お話をさせていただきたいと思っておりますのでご協力をお願いしたいと思います。以上です。

(林委員)

はい。ありがとうございました。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(安西委員)

ちょっとよくわからないので教えてもらいたいんですけど、中部と東部の人件費についてですけどね、人数も6人と5人体制と違ってはいるんですけど、人件費の欄が、給与、その次に賞与っていうのはわかりますけどこの中部包括の方で季節手当ってどのようなものになるのでしょうか。賞与になるのでしょうか。それと東部の方では、非常勤給与っていうのがありますね、これはどんな人に支払っているんですか。

(藤原東部地域包括支援センター長)

私から、東部の方は、去年まで非常勤がおりましてその者に払われた給与ですね。今年はその者が正職員になりましたのでいないという形です。

(安西委員)

わかりました。なんか随分、給料が安いように1人で割り返すと思うんですけど、これはやっぱり年数とか経験とかそういうことですか。

(藤原東部地域包括支援センター長)

そうですね。そういったことになってます。

(野村中部地域包括支援センター長)

中部包括なんですが、季節手当は賞与です。

(安西委員)

こちらにある賞与と同じものですね。わかりました。季節手当っていうのは何かなと思ひまして。

(藤原東部地域包括支援センター長)

補足しますと、去年の途中から、非常勤から正社員になったもので途中の金額なのでやや低めに出ていると思ひます。

(安西委員)

わかりました。これだけ書いてあるとわからなかったもので。

(津金澤委員)

別表を見ると、中部の権利擁護の合計が445件と突出してまして、困難事例が360件と他のセンターよりもかなり多いんですけども、困難事例の定義は、3つの包括支援センターは同じ定義で困難事例をカウントしてるんでしょうか。それとも独自の困難事例の定義があるんでしょうか。

(菅井地域包括支援室長)

困難事例につきましては、仕様書の中でうたっております、例えば、地域の中で関りがなかなかできないっていうような方がいらっしゃるですとかそういった困難事例ということで3包括共通でございます。

(津金澤委員)

主観的に関わりが難しいと担当者が思ったら困難事例になるということですか。

(菅井地域包括支援室長)

実際はそういう形で対応しております。

(津金澤委員)

となると、関わる人の技量によって、自分ができないと思った利用者は全部困難事例になっていくということですか。

(菅井地域包括支援室長)

直営の場合につきましては、困難事例ということになりましたら、職員みんなですすね、協議をしまして、その中で困難事例ということで、対応するものということで、チームとして対応しております。

(津金澤委員)

困難事例の定義をある程度具体的に明確にしないとカウントする意味がなくなってくると思うので、そこは別に今じゃなくてもいいんですが来年までに直していただくとありがたいと思います。我々の感覚で一般的には、現在ある法律どれを使っても対処ができないものという風に考えています。なので能力が低い職員が対応した、高い職員が対応したことは関係がなくて、今ある社会福祉関連法、全部当てはめたけど、どれにも当てはまらない、だけど困っているんですよね。ということが困難事例かなと思ってますのでそういう定義付けをある程度は決めていただくと助かります。

それと、昨年も質問したんですが、やはり直営の予算が多すぎます。直営が6千万、委託は3千万、半分の額で委託2か所は頑張っていて、実績報告を見ると、さして3包括変わらない件数をこなしています。昨年度は、1人当たりの人件費まで突っついて質問したんですけど、そこまではしませんが、なぜ6千万必要なんでしょうか。

(菅井地域包括支援室長)

それぞれの包括支援事業費の方を見ていただきますと、それぞれ直営包括の方でそれぞれ事業を持っております。この事業につきましては、中部さんですとか東部さんとかですとか、それ自体のことは、包括として一緒に対応はしておりますが、例えば在宅医療介護連携推進事業で見えますと、その他委託費というようなことがあります。これにつきましては、4市サポート医の形で委託をしておりますのでこちらにつきましては、直営包括としての費用として、委託を出しておりますし、生活支援体制整備事業といたしましては、その他諸費というところで4,935,095円とありますがこちらにつきましては、直営の方の予算として、第1層の生活支援コーディネーター等にすすね、委託等を出しているとういようなことがあります。そのようなことですのですすね、費用の方はトータルとして、61,655,370円という積み上

げになっております。

(津金澤委員)

それは見ればわかるんですが、私が言いたいのは、人件費が5,400万というところですよ。同じ仕事をしていて、人件費が高すぎるんじゃないですか？というのを言っているんです。1人当たりの年収で計算してみますか。他は単純で割っても500万ってないです。特別な能力のある人間が特別な仕事をしているのでこれだけの人件費がかかるんですという説明があれば納得ができます。その部分がちょっと今の説明では不十分かなと感じます。おそらく市には市の号級表がありますのでそれに基づいてというのは昨年度聞いています。それは市の理屈であって、我々には関係がないことです。市民が見て、どうなのと言われた時に、いや、これだけの能力がある人がこんなに難しい仕事をしているからこれだけの予算を使ってるんですよ。というようにご返答をいただかないとこういう委員会を開く意味がないのではないかと感じています。そういう意味では、他の2つの包括は凄く大変な思いをして、もの凄く頑張ってるっていう風に逆に私は関心しています。今日でなくてもいいのでその裏付けとなる資料又は根拠をいただければと思います。以上です。

(議長)

今の後半の質問については、また回答いただくということで。最初の質問の困難事例の定義付けですね、それについても来年度まで宿題という形でしっかり統計をだせるような定義付けをお願いしたいという風に思います。他にございませんでしょうか。

(仲野委員)

皆さん、プロの方々の質問なんですけども、私はシニアの代表ということで出てきますけれども3ページの取組が進んでいない業務ということで組織運営体制のところ、窓口を住民に周知できていないとあるんですけど、私達シニアクラブ、例えば支部で各自治体単位の会長さんの集まりでやっても自分達に実感として受け止めてくれないんですね。私1つの会長を務めていますけども、ここは東部に来てもらって、自治会と共同です、包括の内容どういう風にやっているかとか職員全員来てもらったり、今年も9月にサロンという形で、そうすると、自治会の人達もみんな呼んでるんですね、シニアクラブだけじゃなくて他の人も来てますから、すごく理解が進んできている。直接すぐ電話したりしているんですけども。他の17自治会があるんですけど、その人たちになかなか包括を呼んで、説明会とかそういうものやってくれと頼んでいるんですけどいや～それはというそんな形であるんですけど、自治会長会議とかですね、そういうものを通してですね、なんで松丘にあるんだとかそういう人もいるんですけども、市でやってたのをなんで3か所にしたんだとかもあるんですね。

なかなか周知できてないかと思うんですけど、東部の場合は、チラシ作ってもらったりして今みんなに配ってるんですよ。ですから、そういう面で1つ自治会長さんとか組織を通してですね、住民に徹底していただかないとこっちの地域だと自治会組織が充分でないところもいっぱいあると思うんですけども、まず住民に包括の内容とか活動を周知徹底をしていただければありがたいなという風に思いますのでよろしく願いしたいと思います。東部包括の場合は、来るとですね、年寄はもう顔馴染みになっているんですよ、3回目来てますから、そうすると、私のところに相談ではなくて、直接、東部包括の方に電話がいくということで、最初は松丘から来てもらうのが大変だって意識があって、それが2年目の説明会の時に電話一本くれれば、すぐに出向きますって藤原さんの方からお話ししてくれたら、みんなそれが口コミでどんどん広がって、結構ご迷惑をかけていると思うんですけども住民が安心して相談できる場所だくなってきているんですね。せつかくこうありますので3地域に分けていただきましたから、その辺をまたご理解いただくような形で、これは東部だけではなくて、他のところも包括の役割とか位置づけとかまだまだ知らない人がいると思うんですね。ですから、その辺またご配慮いただきたいと思いますのでよろしく申し上げます。

(議長)

事務局から簡潔に。

(菅井地域包括支援室長)

4月に開催の市政協力員会議ですとか民生委員さんの改選ですとかそういった時にはお配りをしましたり、回覧等でお流しはしているんですが更なる周知に努めたいと思います。

(仲野委員)

よろしく申し上げます。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(安西委員)

今話を聞いていてね、やっぱり委託を受けている事業所と市役所直轄の事業所っていうのは大変だなということが私自身わかります。中部さんにしても東部さんにしても皆さんのところへ出る機会が非常に多いんですけどね、市役所の場合はそんなに個々にまわるとか、そういうことはやらないんじゃないかっていうような気がする、私も長年、包括さんが出来た時からお付き合いをさせていただいているんですけどね、

なかなか難しい問題で今すぐおっしゃったように人件費が高い、これを見ると、市役所の包括支援センターは高いですね。この表だけ見るとね、やっている仕事はそんなに変わらなくて、片っぱは3千万でできているのになんで倍だけかかるってのはね、市役所の人間で給料下げるわけにはいかないし大変だと思います。また歩くのも大変だと思いますがそういう意見を聞いたら、どんどん出向いていかないと段々批判されちゃいますのでやっぱりこれを機会に歩くようにしたらどうでしょうか。そうでないとまた同じ結果が来年もでちゃうと思うんですね。なかなか難しいことですが、私どもは東部さんしか知らないんですね。前の大きな市役所でやっていた時は知ってますけど、これはこういうもんだなということで植え付けられていましたから、そのとこの理解がね、民間っていうわけじゃないんですけどそこと比較されると、どうしても不満とか、不平が出てきますので大変だと思いますがやっぱり努力することも大切だと思いますね。そう感じました。相談件数もそんなに変わってませんね。お願いします。

(菅井地域包括支援室長)

外に出るよう努力したいと思います。

(安西委員)

年寄りっていうのは会うとすごく違うんですね。大変だと思いますけども。

(議長)

他によろしいでしょうか。では、以上で審議を終了します。議題2「平成30年度君津市地域包括支援センターの事業実績及び決算について」の報告を終了いたします。説明員の皆様につきましては本日忙しい中、ありがとうございました。ご退室の方を願いたいと思います。

#### 【中部及び東部地域包括支援センター長退室】

(議長)

続きまして、議題3「地域密着型サービス事業所の新規指定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

(三澤介護事業支援係)

高齢者支援課の三澤と申します。それでは、議題3 地域密着型サービスの新規指定についてご報告をさせていただきます。

介護保険の介護サービスのうち、地域密着型サービスの指定、こちらにあたりまし

ては、介護保険法の規定によりまして、介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていることから、本協議会において、委員の皆様方のご意見を聴取させていただいているというところでございます。

こちらの議題3につきましては、10月25日に開催を予定しておりまして、延期となりました協議会、こちらにおいて、指定にあたってのご審議をいただく予定としておりました地域密着型事業所につきまして、事業開始予定としておりました、11月1日付で予定通り指定をさせていただいておりますので、こちらについて事後報告をさせていただくものになります。

資料につきましては、事前配布させていただいております資料、それと本日、追加の資料ということで机の上にご用意させていただいております資料、こちらの2点の資料にてご説明させていただきたいと思っております。

なお、当日配布させていただきました資料につきましては、個人情報等もありますので、会議終了後回収させていただきたく存じますので、机の上に置いてお帰りくださいますようご協力をお願いいたします。

それでは、まず、事前配布させていただいております、議題3の資料をご覧くださいませうでしょうか。

今回指定いたしました事業所は、君津市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づきまして、運営事業者を公募いたしまして、整備・指定したものとなっております。事業の種類は「看護小規模多機能型居宅介護」となります。

事業の内容ですがこちら資料のとおりとなりますが、事業所への「通い」、や「宿泊」、介護職員による要介護者の自宅への「訪問」といったサービスに加えて、看護職員による自宅への「訪問看護」、通い、宿泊時の事業所内での看護サービスを提供するサービスとなっております。

次に資料（4）事業所名等になりますが事業所名は セントケア看護小規模きみつ事業所所在地は君津市大和田4丁目2番14号となっております。同住所に、既存の認知症高齢者グループホーム、認知症状がある方を入所・支援する事業所がございますが、このグループホームの3階建ての1階部分を改築し、事業を「看護小規模多機能」に転換したものとなっております。

また、この看護小規模多機能型居宅介護は、運営にあたり、29名を上限といたしました「登録定員」を定めることとされておりますが、登録定員は上限の29名としております。その他、通いのサービスの定員は18名、それと宿泊定員は、7名となっております。運営する法人名は、セントケア千葉株式会社、指定年月日は令和元年11月1日となっております。

次に人員基準・設備基準については、資料裏面の表をご覧ください。地域密着型サービスの人員基準、設備基準につきましては、市の条例等で、各サービスの種類ごと



に、表のとおり、事業所に配置すべき職員の数の基準、備えるべき設備の基準を定めておりますが、事業所の指定にあたりましては、これらを満たしていることが必要とされているところになります。まず、人員基準についてですが、表の左側、上から「従業員の員数」のうち日中の「通い」サービスにつきましては、常算換算方法で、利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1以上利用者3名に対し、1以上の従業者の配置が求めており、うち1以上は、保健師、看護師又は准看護師を配置することとされております。なお、通いサービスは、事業所の通いの定員が、最大で18名としておりますので、日中は最低でも6名程度の従業者が必要ということになっております。

続いて、日中の「訪問」サービスについては、常勤換算方法で2名以上うち1以上は、保健師、看護師又は准看護師の配置を求めております。

次に、その2つ下、看護職員については、事業所全体で常勤換算方法により、2.5以上の配置が求められておりまして、うち1以上は、常勤の保健師又は看護師の配置が求められております。

また、その次といたしまして、研修を修了した介護支援専門員、資格要件がございますが管理者の配置も必要とされているところになっております。こちらにつきましては、当日配布させていただきました資料でご説明をさせていただきます。当日配布資料の2ページをお開き下さい。2ページ目 資料中ほど「人員に関する基準の確認に必要な事項」と記載のある欄に、従業者の員数が記載されており、介護従業者は常勤換算で17.3、うち看護職員は2.8、介護支援専門員は、常勤1名の職員を配置しておりまして、必要となる基準を満たしていることを確認しております。

またこちらの人員については、3ページ、4ページがございます勤務形態一覧表、及び本日ご用意はしておりませんが、これらの従業者の雇用書の写しを別途確認しております。

続いて資料5ページ、6ページをご覧ください。事業所の管理者の経歴と資格証になります。事業所の管理者については、保健師、又は看護師等の資格を有する者である必要がありますが、資料5ページ、6ページのとおり看護師の資格を有する方を管理者としております。

続いて、資料7ページは計画作成担当者、介護支援専門員の経歴、8ページ、9ページは、介護支援専門員の資格証及び介護支援専門員に必要な小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の修了証明書の写しとなります。

続いてのページ、平面図をご覧くださいませでしょうか。平面図で事業所の設備、備品等の基準といたしまして、こちらの事業所には、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備等、必要な設備を設けることとされておりまして、居間と食堂については、定員1人あたり3㎡以上、宿泊室については、7.43㎡以上という面積上の要件がございますが、こちらにつきましても、平面図、続いてのページから各写真を掲載しておりますが、平面図と現地確認にて確認をしております。

以上で人員基準、設備基準等、いずれの基準も満たしていることを確認のうえ、1月1日付で指定をしてございます。

最後にこちらの事業所ですが、事業開始から、1ヶ月程が経過しているところでございますが、12月19日、昨日時点で、総定員の29名に対し、利用者数が22名で、今月中には更に26名になるということで聞いておりますので、順調に事業が運営されているということで伺っております。

以上で、議題3についてのご報告とさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。何か質問等ございませんでしょうか。

(原委員)

この施設なんですけど、グループホームの何階を使っていますか。

(三澤介護事業支援係長)

1階部分になります。

(原委員)

従業員の定数とかは知らないんですけど、従業員が当然重なっている部分があるわけですよね。

(三澤介護事業支援係長)

重なっているというか、それぞれに人の配置が必要になりますのでグループホームとしては、グループホームで必要な人員を備えて、看護小規模では看護小規模で必要な人員を。

(原委員)

全く被ってないんですね。小規模の方は午前中で、午後からはグループホームの方になっているとかそういうのはないんですか。

(三澤介護事業支援係長)

そういうことはないです。今のところ、それぞれの兼務はしてないという状況です。

(議長)

他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、他にないようですので質疑を終了いたします。議題3「地域密着型サービス事業所の新規指定について」の報

告を終了といたします。

(議長)

続きまして、議題4「介護予防支援業務を委託する事業所について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

(菅井地域包括支援室長)

議題4につきましては、「介護予防支援業務を委託する事業所について」ということでご説明させていただきます。

介護予防支援業務とは、要介護認定にて要支援1及び要支援2に認定された方が、介護予防サービスを利用するにあたり、介護予防支援事業所である地域包括支援センターが介護予防ケアプランの作成やサービス事業所との連絡調整を行うものであり、介護保険法の規定により、当業務は居宅介護支援事業所に業務を委託することが可能となっております。また、委託にあたりましては、公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経ることとされております。

なお、現在、承認をいただいておりますのは、市内35、市外54の計89となっております。今回、新たに承認を受けようとするものは、3事業所でございます。

まず、1つ目でございますが、居宅介護支援業務を実施している、君津市常代にあります、事業所名「ケアプランセンター鶴と亀」さんでございます。介護支援専門員3名の事業所であり、平成25年3月から事業所を開設しております。

次に、2つ目は、居宅介護支援業務を実施している、南房総市にあります、事業所名「花の谷クリニック指定居宅介護支援事業所」になります。

こちらは、君津市に住まい、住所を有している方でございますが、南房総市の別荘で療養されております方から、利用の相談がありましたので、確認しましたところ、介護支援専門員3名の事業所で、南房総市においても介護予防支援事業所の委託を受けている事業所でございます。

次に、3つ目は、居宅介護支援業務を実施している、東京都小平市にあります、事業所名「ソノボケア小平学園西居宅介護支援」になります。これは、君津市に住まい、住所を有している方ではありますが、この度の台風15号・19号で被災された方が、小平市へ避難され、その地でサービスを利用したいとの申し出がありましたための措置でございます。確認しましたところ、介護支援専門員3名の事業所で、小平市においても介護予防支援事業所の委託を受けております。なお、この件は、災害にかかる避難という事情がありましたので、事業者との手続きは進めており、事後の報告となりますが、災害という特殊事情をご理解くださるようお願いいたします。

説明は以上です、ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたが質問等ございませんでしょうか。

(議長)

よろしいでしょうか。では、質疑を終了します。議題4「介護予防支援業務を委託する事業所について」原案のとおり、承認される方は挙手をお願いいたします

ありがとうございます。挙手全員でございますので議題4は承認されました。以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆様、ご協力ありがとうございました。

#### 4 その他

(濱松高齢者支援課長)

小樽会長、ありがとうございました。次に次第4その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(津金澤委員)

私は、介護サービス研究会とあって、君津市の介護事業所の団体の代表でこの委員になっております。今回、台風が2つ来まして、大きい雨も来まして、山中会長はじめ、社会福祉協議会の方には、大変お世話になりました。ありがとうございます。おそらく職員の皆様も被災している中で、他市の社協さんと協力してすごくお世話になったと思っております。本当にありがとうございます。

同じくですね、高齢者支援課、地域包括支援室の皆様もおそらく被災された方が沢山いると思いますけれども、台風の初日からですね、各事業所をまわっていただきまして、困っている状況はないか、避難所に行けない人はこういう風にしたらどうか、いろんなことをご支援いただきました。すごく助かりました。ああいうことがあっては困るんですけども、今回は非常に市の対応が良くてですね、会の方からお礼を言った方がいいのではないかということでしたので、改めて市役所の皆様、本当にありがとうございます。と、お伝えしたいと思います。以上です。

(濱松高齢者支援課長)

ありがとうございます。初めての状況でしたので市としてもわからないこといっぱいありましたけれども、皆様にご協力いただきまして、こういう状況になったという風に思っております。また、今後について、もっと充実したですね、支援対策ができるように市の方も考えていきたいと思っておりますのでご協力の方よろしく申し上げます。ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。それでは、事務局からお願いします。

(鳥居介護管理係長)

介護管理係の鳥居です。第8期介護保険事業計画の作成に向けまして、今年の1月から実施しております、在宅介護実態調査について、現状をご報告させていただきます。

認定調査員によるアンケート調査を今年の1月から今月末までの1年間、目標件数を600件として実施していますが、災害なども重なりまして、本日現在340件程度となっております。つきましては、引き続き、認定調査員によるアンケート調査を年度末まで継続し、併せて郵送での調査実施についても現在検討しているところでございます。

また、この在宅介護実態調査の他に次期計画作成に向けた基礎資料とするため、国からアンケート項目が示されております、65歳以上で要介護1～5以外の方を対象にした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を約3,500件、市独自の調査として、特別養護老人ホームの待機者を対象とした特別養護老人ホーム入所希望者実態調査を約180件、市内介護サービス事業者を対象にした介護サービス事業者実態調査を約90件、この3種類のアンケートを今年度中に実施する予定です。

このアンケートの実施にあたりまして、3種類のアンケート案を作成しまして、来年1月中に委員の皆様にご意見を伺いたいと思っておりますのでお忙しいところ恐縮ですがご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、先日、これらのアンケートの集計・分析など、介護保険事業計画作成業務を委託する事業者の入札が行われまして、受託事業者が、株式会社ぎょうせいに決定しましたので、今後、当会議へアンケートの結果報告などの説明員としてご出席をいただく予定です。以上です。

## 5 閉会

(濱松高齢者支援課長)

では、他にないようですので、以上をもちまして、令和元年度第1回君津市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。本日はご多用のところ誠にありがとうございました。